

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

電子決済サービス業務の管理規範について

今年（2015）2月4日、行政院より「電子決済サービス機構管理条例」（以下「管理条例」）が公布され、5月3日から施行されている。それに伴い、インターネットや電子決済サービスのプラットフォームを介して行われる取引において、代金の代理受取や代理支払、または取引資金を予め入金し、支払に使用できるよう預る（以下「資金のプール」）といったサービスを代行する業務（俗に「第三者決済サービス業務」といわれる）を行う少なからぬ業者が、積極的に行政院金融監督管理委員会（以下「金管会」）に電子決済機構の設立許可を申請している。

以下に、電子決済サービス関連業の経営者が遵守すべき法律規範について、要点を踏まえて説明する。

1. 電子決済サービス業務とは

(1) 管理条例に規範されている業務内容¹（以下「本法業務」）

- ① 実質的な取引における代金の代理受取または代理支払
- ② 資金のプール
- ③ 電子決済サービス口座間の取引代金振替
- ④ その他主務機関が認可した業務

(2) 業務のフローチャート

下記図参照

2. 電子決済サービス機構管理条例の対象

(1) 規範の対象²

① 電子決済サービスを専業とする機構

- a. 実質的な取引の代金代理受取または支払という代行業務のみを行い、代理で受取、保管する取引資金の総残高³（以下「預かり金の

¹ 「管理条例」第3条第1項参照

² 「管理条例」第3条から第5条まで、第14条、第39条、第40条；「電子決済サービス機構管理条例第3条第2項授權規定事項措置」第3条；「国内で電子決済サービス機構の業務に従事している国外機構との提携及び国外機構への協力に関する管理措置」第2条、第3条

³ 「電子決済サービス機構管理条例第3条第2項授權規定事項措置」第2条により、実質的な取引の代金代理受取または支払業務にて利用者の代理で保管する取引代金の年間の1日平均の残高を指す。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

総残高) が新台幣ドル 10 億元以上の株式会社。

- b. 実質的な取引の代金代理受取または支払という代行業務以外に、資金のプール、電子決済サービス口座間の振替及びその他主務機関が定めた業務を行う株式会社。

② 電子決済サービスを兼業とする機構

本法の業務を兼業する銀行、中華郵政株式会社及び電子証票発行機構

③ 対外機構／提携及び協力機構

- a. 他国や他地区（中国大陸地区を含む）の法令によって登記された組織で、本法の業務を行うにふさわしく、且つ主務機関が定めた条件に適合し⁴、台湾国内で本法の業務を行う者。
- b. 国内で本法の業務に関連する行為を行っている対外機構との提携及び対外機構への協力に関連する電子決済サービス機構、電子決済サービス業務を兼業しない銀行、金融情報サービス事業⁵及び資料処理サービス業に従事している者⁶。

(2) 排除の対象⁷

実質的な取引の代金代理受取または支払という代行業務のみを行い、預かり金の総残高が新台幣ドル 10 億元未満の者。

上記の要件に適合する者で、業務成長などの要因で、預かり金の総残高が新台幣ドル 10 億元以上になった場合は管理条例の規範対象となる。

⁴ 「国内で電子決済サービス機構業に従事している国外機構との提携及び国外機構への協力に関する管理措置」第 8 条：審査の上許可を得て国外機構と提携又は協力を行おうとする機構は、下記の条件に適合しなければならない；1. 最低振込済資本金額が新台幣ドル 5000 万元相当。但し主務機関の同意がある場合、この限りではない。2. 本条例で定めた電子決済サービス機構の業務に相当する経営を 1 年以上している。3. 直近 3 年以内に管轄政府の関連法令に重大な違反をしていない。4. その他主務機関を経て規定された条件。

⁵ 「銀行法」第 47-3 条に定めた銀行間の資金口座振替清算業務を営む金融情報サービス事業を指す。

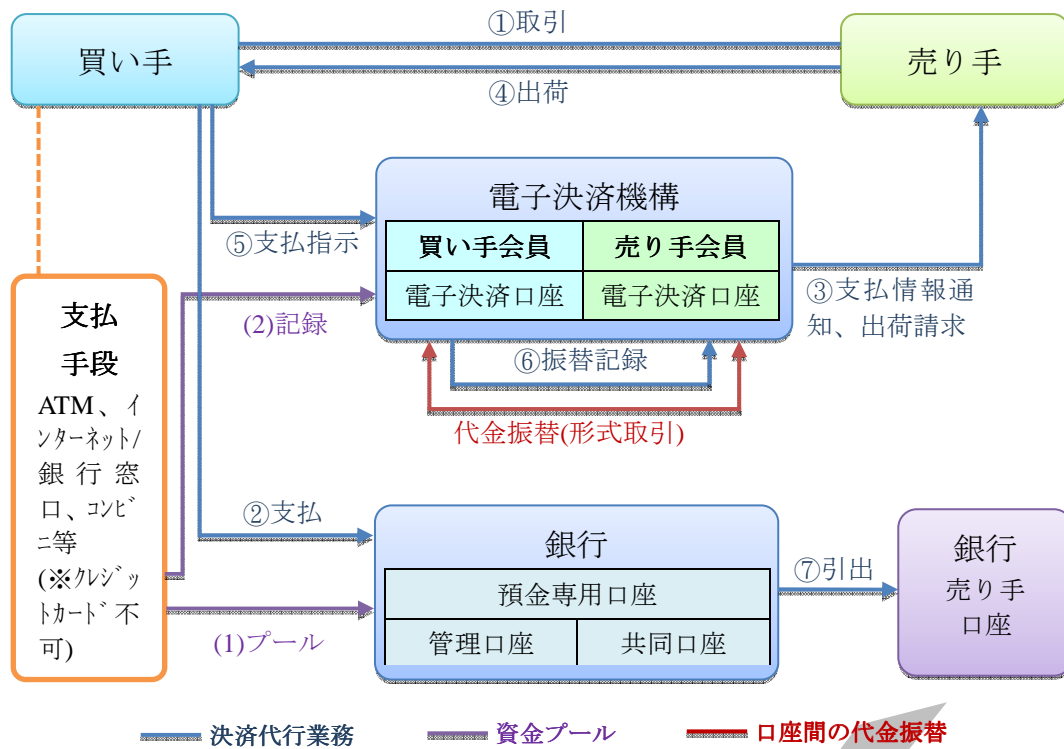
⁶ 対外ネットワークによる実質的な取引の代金代理受取振替サービスに従事し、管理条例施行前に、經濟部が審査発表した評価合格証明書を所持している、又は本条例施行後に經濟部の推薦を得た資料処理サービス業者を指す。

⁷ 「管理条例」第 3 条第 1 項但書、「電子決済サービス機構管理条例第 3 条第 2 項授權規定事項措置」第 3 条

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

【業務のフローチャート】



3. 規範に関するまとめ

項目	規範対象	排除対象
適用法規	電子決済サービス機構管理条例、マネーロンダリング防止法、金融消費者保護法 ⁸ 、電子決済サービス機構業務定型契約に記載すべき及び記載すべきではない事項、電子決済サービス機構利用者身分認証制度及び取引限度額管理措置、国内で電子決済サービス機構業務に従事している対外機構との提携及び対外機構への協力に関する管理措置等	マネーロンダリング防止法、消費者保護法、第三者決済サービス定型契約に記載すべき及び記載すべきではない事項等

⁸ 金管会 104 年 5 月 1 日金管法字第 10400545920 号書簡

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

項目	規範対象	排除対象
管轄主務機関	金管会（行政院金融監督管理委員会）	經濟部
申請が必要となる許可／ライセンス	本法の業務を専業／兼業するには許可の申請が必須 ⁹ 。許可の取得後、営業ライセンスの審査発行の申請が必要。 （「管理条例」第 10 条、第 12 条、第 14 条）	原則的に許可は必要ない。本法の業務に従事している国外機構との提携及び国外機構への協力に関連した行為は許可の申請が必要。（「管理条例」第 14 条）
資本額の制限	<ul style="list-style-type: none"> ● 最低払込済資本額:新台湾ドル 5 億元 ● 実質的な取引の代金受取または支払代行のみを行う業者の最低払込済資本額：新台湾ドル 1 億元 ※ 主務機関は社会経済の状況や実際の需要に照らして資本額の制限を調整できる。（「管理条例」第 7 条）	資本額に制限なし
取引限度額	利用者一人について、 <ul style="list-style-type: none"> ● プール資金の残高上限：新台湾ドル 5 万元相当 ● 資金口座間の振替上限：1 回の取引につき新台湾ドル 5 万元相当（「管理条例」第 15 条） ※ 身分認証の真偽の確認基準は電子決済資金口座の類別に、代理預かり、資金残額プール及び口座間資金振替の 3 つに区分され、それぞれ限度額の規定がある ^{10, 11} 。	特別な制限なし

⁹ 管理条例施行前に主務機関の同意を得てインターネットによる受取支払代行サービス業務を行っている銀行及び中華郵政株式会社は、既に許可を所得したとみなす。

¹⁰ 「電子決済サービス機構利用者身分認証制度及び取引限度額管理措置」第 6 条、第 17 条

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

項目	規範対象	排除対象
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 原則として電子決済サービス業務を専業としていなければならず、主務機関の許可を得ない業務は行うことができない。（「管理条例」第5条、第8条） ● ただし主務機関は必要なとき、電子決済サービス機構が利用者から預った取引代金の残高総額と該当する会社の振込済資本金又は純益の倍数を制限することができる。（「管理条例」23条） 	<p>対外ネットワークの代金代理受取振替サービスに従事する業者は、「資料処理サービス業対外ネットワーク取引受託処理評価要点」に基づいて、經濟部に評価合格証明の認可を申請しなければならない。</p>

総論

電子決済サービス利用時における資金の安全性を確保するため、管理条例には幾重にも資金リスクマネジメントの規定（例えば、利用者による取引資金の使用と運用の制限、準備金積立、損失累積による利用サービスからの退会の仕組み等）や清算基金制度が設けられた。

但し、現行法では、実質的な取引の代金代理受取または支払代行のみを行い、預かり金の総残高が新台幣ドル 10 億元未満の者は、管理条例及び関連法規命令の規範に含まれておらず、故に、電子決済サービス機構を高度に制御する関連法規から逃れようとする不徳な業者を阻むことを難しくしている。また実質

¹¹ 「電子決済サービス機構利用者身分認証制度及び取引限度額管理措置」第7条：電子決済サービス機構は、利用者が登録の際開設した電子決済専用口座を用いる。その取引限度額は以下の通り；

1. 第1類電子決済口座：毎月の実質的な取引の代金受取支払代行の支払金額が累計で新台幣ドル3万元相当；プール資金の残高が新台幣ドル1万元相当
2. 第2類電子決済口座：毎月の累計預かりと支払の金額がそれぞれ新台幣ドル30万元相当
3. 第3類電子決済口座：毎月の実質的な取引の代金受取支払代行の預かり金額及び支払金額の累計は電子決済サービス機構と利用者がこれを約定する；個人利用者の毎月の電子決済サービス口座間の振替金額は、それぞれ新台幣ドル100万元相当を上限とする。非個人利用者の毎月の電子決済サービス口座間の振替金額は、それぞれ新台幣ドル1000万元相当を上限とする

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

的な取引の代金代理受取または支払という代行業務を行う会社が数社それぞれ立ち上げられており、1社で預かり金の総残高が新台幣ドル10億元を超える可能性は限りなく低い。仮に好運に、後に会社の預かり金の総残高が新台幣ドル10億元を超えたとしても、法に基づいて電子決済サービス機構の許可を申請するとは限らず、まして事後に許可の申請をしたとしても、行き届いた監督管理が出来ないという疑問を拭いきれない。

このほか、電子決済サービス機構の最低払込済資本金額の制限は、会社登記時の払込済資本によって確定してしまうため、将来の財務状況、リスクマネジメント及び本法業務の専業経営等の能力は保証できず、立法が期待する業務の安定性維持と安全な運営並びに一般民衆の権益保護の目的を達成できるとは限らない。

管理条例の施行に伴って、多くの業者が電子決済サービス業へ参入し、主務機関によって実際に監督管理制度の運営がされた後初めて、本法の成果と課題が浮き彫りになり、今後の法案改正の参考となるではなかろうか。



本 **Newsletter** は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。